

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第8号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

議案第8号、多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

まず、「改正理由」でございますが、総務省令であります「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が昨年11月13日に一部改正されましたが、これは、平成14年の省令制定当初には想定していなかった設備・機器等が近年市場に流通してきたことから、火災予防上その対応を図るための整備となっておりますので、改正省令に基づき「本条例」の別表第3に新たな機器の名称等を追加したうえ、離隔距離等もその基準に基づき所要の整備をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきますので、お手数ですが、まず、5ページ中段から6ページ上段にかけてご覧ください。新旧対照表は議案用紙の都合上90度横に傾けてご覧になりますようお願いいたします。

アンダーラインをひいた箇所が今回改正しようとする部分で、左側が改正後の（新）、右側が改正前の（旧）となっておりますので、よろしくようお願いいたします。

まず、左端に記載してあります種類の項目のうち、「厨房設備」の項の5項目めに記載された気体燃料を使用する開放式の機器の名称を機器周囲が不燃構造以外の場合でも・不燃構造の場合でも、「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」をJ I S規格表記に準じて「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」と改めようとするものでございます。

7ページをお開き下さい。

中段から下段にかけての「調理用器具」のうち6項目に記載された気体燃料を使用する開放式のバーナーが露出した機器の名称を、機器周囲が不燃構造以外の場合でも・不燃構造の場合でも、「卓上型こんろ（2口以上）、卓上型グリル付こんろ」を「卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付

こんろ」と改めようとするものでございます。

続きまして、8ページから9ページにかけてお聞き下さい。

左端の項に記載された「電気こんろ」、「電気レンジ」、「電磁誘導加熱式調理器」の3つを「電気調理用機器」とひとつに統合し、4項目めに機器周囲が不燃構造以外の場合でも・不燃構造の場合でも、それぞれ「電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）」の項を追加し、つぎの5項目めを「こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの」と「こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの」に分けたうえ、さらに6項目めに「こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの」に、入力値が「5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）」の項目を追加して、「離隔距離」を機器周囲が不燃構造以外の場合は、「上方100」、「側方2」、「前方2」、「後方2」、を機器周囲が不燃構造の場合は「上方80」、「側方0」、「前方ハイフン」、「後方0」を追加しようとするものでございます。

また、備考欄の「注釈8」中の括弧内頭書に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」の字句を追加し、「注釈9」中の「電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の」を「機器」に改め、「距離」の前に「離隔」の字句を追加したうえ、さらに括弧内頭書に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における」の字句を追加しようとするものでございます。

4ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案第8号の提案説明とさせていただきます。